

(案)

業務用自動車の賃貸借契約書

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)との間に、業務用自動車(以下「車両」という。)の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

(契約の対象物件)

第2条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 車名・年号
- (2) 登録番号
- (3) 車両番号
- (4) 塗色
- (5) 数量 1台
- (6) 付属品 別紙のとおり

2 乙は、契約期間開始日に納車ができない事由が生じた場合は、甲に契約車両と同等の代車を提供しなければならない。

(契約期間)

第3条 この契約による賃貸借期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(車両の引渡し)

第4条 賃貸借車両の引渡しは、甲乙双方が立合い、装備、外観、その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認の上、行うものとする。

2 引渡しのとき、すぐにわからない隠れた瑕疵があったときには、乙の責任に置いて必要な措置を講ずるものとする。

(賃貸借料)

第5条 車両の賃貸借料は、総額_____円(月額_____円×60ヶ月)とする。

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、_____円とする。)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条82及び第72条83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 前項に規定する車両の賃貸借料の年度別の内訳は、以下のとおりとする。

令和6年度総額	円(月額_____円×12ヶ月)
令和7年度総額	円(月額_____円×12ヶ月)
令和8年度総額	円(月額_____円×12ヶ月)
令和9年度総額	円(月額_____円×12ヶ月)
令和10年度総額	円(月額_____円×12ヶ月)

(消費税額等)

第6条 甲は、賃借料に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。

3 支払方法については、第7条に基づき支払うものとする。

(支払条件)

第7条 甲は、乙の毎月発行する適法な請求書の受領日から起算して、30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

2 甲は、自己の責に帰すべき理由により料金の支払を遅延した場合は、乙に対して、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。但し、沖縄県財務規則第101条第2項の項目に該当する場合は免除とする。

(費用負担)

第9条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担する。

(車両の保険)

第10条 乙は、この契約期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

(1) 車両保険 (自家用自動車総合保険)

保険金額 新規購入時の車両価格 (免責金額 0万円)

(2) 対人賠償責任保険

保険金額 無制限 (1事故につき) (免責金額 0万円)

(3) 対物賠償責任保険

保険金額 無制限 (1事故につき) (免責金額 0万円)

(4) 搭乗者傷害責任保険

保険金額 1,000万円 (1名につき)

(保守点検)

第 11 条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む）

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第 12 条 乙が、前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

(甲の修理費負担)

第 13 条 第 11 条 1 項にかかわらず次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用
- (2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(車両の滅失等)

第 14 条 車両が滅失または盗難に遭い回収の見込みがない時、または損傷して修理不能となった時、甲は、直ちに乙に報告するものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第 15 条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(裁判管轄)

第 16 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判とする。

(解除)

第 17 条 本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額、又は削除があった場合、甲は、本契約を解除できるものとする。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号

に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を給与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住 所

名 称

別 紙

第1条第6号の付属品は次のとおりとする。

- 1 フロアマット
- 2 サイドバイザー
- 3 ETC車載器
- 4 バックビューモニター
- 5 カーナビシステム
- 6 ドライブレコーダー